

八幡市事業検証実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政運営の最適化を図るとともに、より開かれた市政を推進するため、市が実施した事業を検証（以下「事業検証」という。）することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事業検証の対象)

第2条 事業検証は、市長の指定する事業（以下「指定事業」という。）を対象として実施するものとする。

(事業検証の方法)

第3条 事業検証は、次の各号のいずれかの方法により実施するものとする。

- (1) 内部検証 指定事業を所管する課等が実施
- (2) 外部検証 次条に規定する八幡市事業検証懇談会（以下「懇談会」という。）が実施

(懇談会)

第4条 前条第2号に規定する外部検証を実施するため、懇談会を置く。

(懇談会の構成等)

第5条 懇談会は、委員6名以内で構成する。

- 2 委員は、行政活動又は法律等に関する学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 市長は、指定事業に関し特に専門的な知識経験を有すると認める者を、当該指定事業の検証に限り委嘱することができる。
- 4 委員の任期は原則として1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 懇談会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 6 会長は懇談会を代表し、会務を総理する。ただし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が招集する。
- 8 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、事業検証担当課において処理する。

(検証結果の公表)

第8条 市長は、事業検証の結果を八幡市のホームページ等で公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は会長が懇談会に諮って定め、その他この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。